

川場村 {水道
簡易水道} 事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県 川場村

事 業 名 : 川場村簡易水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和30年度供用開始 (供用開始後年数63年)	計 画 給 水 人 口	4,740 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法非適用	現 在 給 水 人 口	3,248 人
		有 収 水 量 密 度	79 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水， ☐ ダム， ☐ 伏流水， ☒ 地下水， ☐ 泉水， ☐ その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	43 (導水管 7.4km 送水管 0.2km 配水管 36.3km)	km	
	配水池設置数	11				
施 設 能 力	5,081	m ³ /日	施 設 利 用 率	39.78	%	

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	現行の料金体系は、水道料金算定要領(日本水道協会)に基づき、総括原価方式に準じて算定したものである。 「料金表」に示すように口径別通増型料金体系となっている。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まな	平成26年4月1日	

<料金表>

給水料 (平成29年4月1日現在)

種 別	料 率	基本料金 (1ヶ月につき)		超 過 料 金 1m ³ につき
		水 量	料 金	
専 用	20mmまで	10m ³ まで	600円	60円
	25mm以上	10m ³ まで	600円	80円

※消費税が別途かかります。

メーター器使用料 (平成29年4月1日現在)

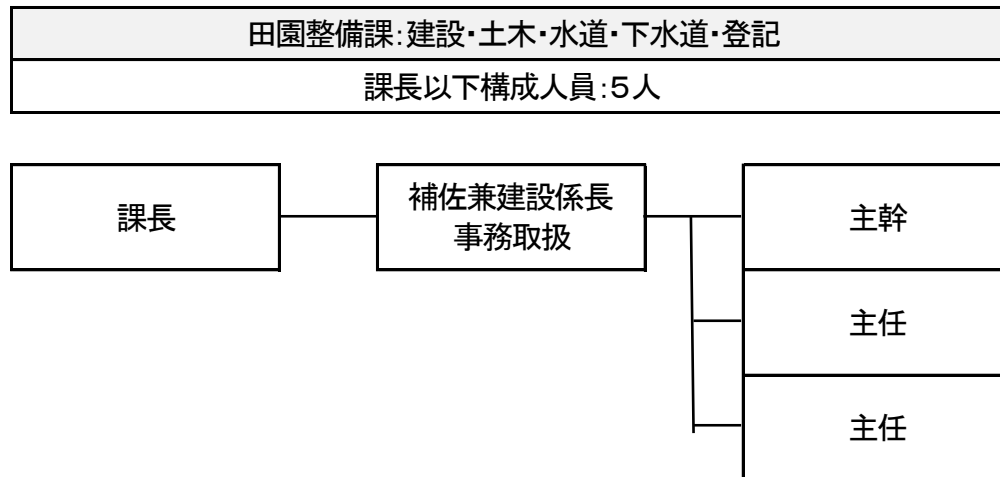
口 径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
使用料 (1ヶ月につき)	100円	200円	300円	400円	500円	1,000円	1,000円

※消費税が別途かかります。

④ 組 織

川場村簡易水道事業の運営について、平成30年(2018年)4月1日現在、川場村役場内の『田園整備課』の1課が担当しており、以下に示す「組織体制」の課長以下構成人員5人で行っている。
水道事業に係る物品購入や水道料金、予算・決算などに関係する業務と、水道施設の建設や維持管理などを行う業務を構成人員ですべて対応する形態をとっている。

<組織体制>



(2) これまでの主な経営健全化の取組

川場村簡易水道事業における経営健全化に係る取組を以下に示す。
現時点では広域化に関する具体的な計画はないが、群馬県水道ビジョンの策定に係る広域連携検討会等により広域化の検討を行っている。
今後は近隣市町村と合同で事業の広域化に関して検討を進め、連携強化を図る。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

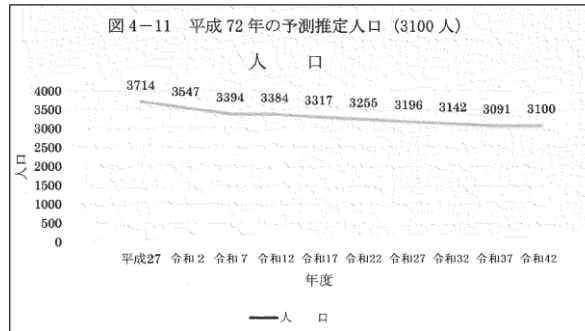
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

収益的収支比率及び企業債残高対給水収益比率の結果を見る限り、安定した経営が保たれているように見えるが、主立った工事や管路更新を行っていないためであり、今後、大がかりな施設の改修や管路の更新が必要になることが想定される。
有収水量に対し、各種経費がかかっているため給水原価も前年度より上がり、尚且つ料金回収率も下がっていることから、経営状態が良好とはいえない。
施設台帳が整備されていないことから日常の点検で不良箇所を改善しているが、今後施設の老朽化対策や管路更新等、大規模な経費が予想されるため、早期に施設台帳を整備し、長寿命化計画の策定を視野に入れながら経費の平準化を図る。
また、料金を見直すことで今後必要と財源を確保し、適切な管理ができるように経営改善に努める。

2. 将来の事業環境

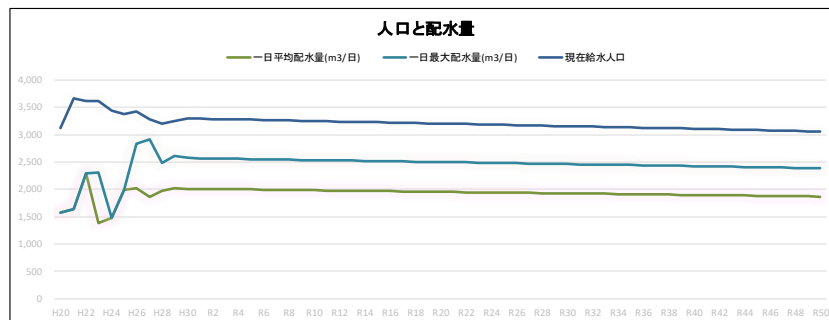
(1) 給水人口の予測

村内の給水人口については、現在の水道普及率が98.4%(平成29年度)と高い水準となっており、平成27年度に作成した「川場村人口ビジョン」で行政区域内人口の推計を実施していることから、その人口推計値と給水人口が同一のものとして、「川場村人口ビジョン」の人口推計値を用いるものである。人口推計の方法として、コーホート要因法を用いて令和42年(2060年)までの将来人口の推計を行っており、人口減少対策を考慮して「3,100人」を推計値としている。



(2) 水需要の予測

少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及により、川場村の水需要は今後給水人口の減少と同期する形で減少することが予想される。平成31年から以降50年間について予測を行った結果のグラフを以下に示す。



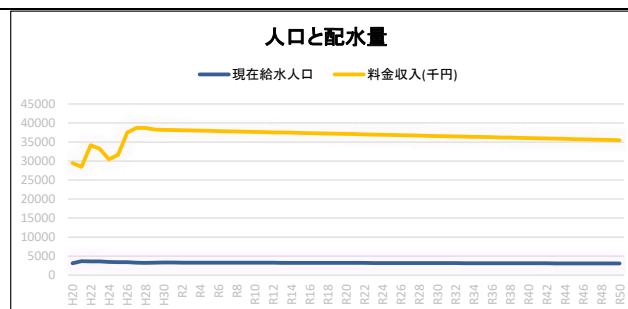
(3) 料金収入の見通し

収益的収支比率及び企業債残高対給水収益比率の結果を見る限り、安定した経営が保たれているように見えるが、主立った工事や管路更新を行っていないためであり、今後、大がかりな施設の改修や管路の更新が必要になることが想定される。

有収水量に対し、各種経費がかかっているため給水原価も前年度より上がり、尚且つ料金回収率も下がっていることから、経営状態が良好とはいえない。

少子高齢化による給水人口の減少、節水意識の高まりや節水機器の普及により、川場村の水需要は今後給水人口の減少と同期する形で減少することが予想される。

旧簡易水道が統合して現在1つの簡易水道となっているが、統合前の水道施設は老朽化が進んでおり、今後水道施設の更新事業を実施していくことも視野に入れた、料金改定について検討が必要となる。



(4) 組織の見通し

平成30年度4月1日現在で、水道事業を運営している『田園整備課』は、職員数課長以下5名である。
今後経年劣化が進む施設及び管路の更新事業が増加して行くと思われる中で、より効率的な水道事業運営のため、民間委託や広域的な連携など、組織形態について検討を進めることが重要である。
また、規模にあった適正な職員数についても検討を進める一方、昼夜絶え間なく水供給を続ける水道サービスを維持しなければならないことから、極端な組織のスリム化には注意を払う必要がある。

3. 経営の基本方針

水道事業の効率的な運営を行うため、以下の事業運営方針を目標に取り組む。

- (1)安全な水の確保と供給
- (2)水道施設の適正な管理
- (3)安定した運営体制の確立

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の適正な管理と更新 旧簡易水道が統合して現在1つの簡易水道となっているが、統合前の水道施設は老朽化が進んでおり、管路についても更新されていない部分がある状態のため、安全な水の供給を維持しつつ、財政計画に配慮した更新事業を計画的に実施する。
-----	--

計画期間となるH31からR10で実施予定としている主な投資内容について、以下に説明を行う。

- ・アセットマネジメントに基づく施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項
既存施設の老朽化に対応するため、アセットマネジメントに基づく施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に係る計画の立案を進める。
- ・広域化に関する事項
現時点では広域化に関する具体的な計画はないが、群馬県水道ビジョンの策定に係る広域連携検討会等により広域化の検討を行っている。今後は近隣市町村と合同で事業の広域化に関して検討を進め、連携強化を図る。
- ・防災・安全対策に関する事項
県の防災計画や村の地域防災計画の内容を踏まえ、必要となる対策、事業について検討を進める。また、水質基準を満たすため、水質検査計画に基づき適切な頻度で、原水及び浄水の水質検査を実施し、安全な水質確保に努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した経営基盤の確立 経営効率化について取り組んできたが、今後、安全な水供給を堅持するためにも、一層の効率化の推進を行っていく。 水道料金改定については、安全な水供給を行い、老朽化を迎える施設の更新事業実施のための財源として検討を行う。 また、事業推進に伴う企業債についても適正な管理を行っていく。
-----	---

計画期間となるH31からR10で実施予定としている主な投資内容を実施するにあたり、必要に応じた財源について、以下に説明を行う。

- ・料金に関する事項
旧簡易水道が統合して現在1つの簡易水道となっているが、統合前の水道施設は老朽化が進んでおり、今後水道施設の更新事業を実施していくことも視野に入れた、料金改定について検討を進める。
料金の予測はH27からH29の実績を元に試算し、給水人口の将来予測に沿った配水量に連動した形でを行っている。
- ・資産の有効活用に関する事項
川場村簡易水道事業では、有効活用可能な遊休資産や基金等を有していないことから、該当事項はないものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

水道事業における投資以外の経費に関する目標及び取組として、次の事項を計画している。

- ・委託料に関する事項
水道施設の維持管理業務を民間業者へ委託し、経営の効率化を図っている。
今後はさらなる経営改善を目指し、民間事業者のノウハウを活用した際の導入効果について検討を進める。
- ・修繕費に関する事項
H20からH29の実績を元に試算し、修繕費の単価を一定として有収水量と連動する形で予測している。
- ・動力費に関する事項
H20からH29の実績を元に試算し、修繕費の単価を一定として処理水量と連動する形で予測している。
- ・職員給与費に関する事項
規模拡大の予定がないため、H27からH29の実績を元に試算し、試算結果が以降継続する形で予測している。
- ・その他
H20からH29の実績を元に試算し、修繕費の単価を一定として有収水量と連動する形で予測している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現時点では広域化に関する具体的な計画はないが、群馬県水道ビジョンの策定に係る広域連携検討会等により広域化の検討を行っている。 今後は近隣市町村と合同で事業の広域化に関して検討を進め、連携強化を図る。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	水道施設の維持管理業務を民間業者へ委託し、経営の効率化を図っている。 今後はさらなる経営改善を目指し、民間事業者のノウハウを活用した際の導入効果について検討を進める。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	水道施設及び管路には耐用年数を超過しているものがあり、日常及び定期点検の実施により、破損や故障による不具合が生じる前に修繕や部品交換を実施することで長寿命化を図っている。 しかし、今後施設の老朽化が一層進んだ場合、短期間の投資集中による財政負担の増加・変動が発生しないよう、毎年度の投資総額を設定し、計画的に分散して投資を実施できるよう、投資の平準化を図る。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	平成20年度の変更認可で立案した整備計画により、統合を行った簡易水道施設の更新を計画し、旧来の現状に合わなくなっていた管路施設や配水施設を合理化し、施設の適正化(ダウンサイジング)を実施した。 平成30年度時点で、上記整備計画は完了しており、今後の統廃合の予定はない。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	人口減少に伴う給水量の減少等を考慮した長期的な水需要予測を検証し、口径の細い管路についての更新や、施設規模の見直しについて検討を予定している。
そ の 他 の 取 組	特になし。

② 財源についての検討状況等

料	金	水道事業の安定運営と施設更新を実施するため、料金改定を視野に入れ検討を進める。	
企	業	債	これまでの整備事業の企業債についてはR6に完済予定。新規更新事業の企業債残高については削減・低減に努める。
繰	入	金	総務省の「地方公営企業繰入金について」の範囲内で繰入金を活用している。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組		施設の更新に合わせ再生可能エネルギーの導入について検討を行う。	
その他の取組		他部署と連携し、効率的な建設改良を実施しつつ工事費用の低減に努める。	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略策定後、策定内容の実効性を確認するうえで『PDCAサイクル』(Plan/計画、Do/実行、Check/検証、Action/改善)による計画の見直しが重要である。 年度毎、経営比較分析表であらわされた各種指数を分析し、経営の基本方針に挙げた項目の進捗を確認評価を行って、取り組みが芳しくない場合や、期待した成果が得られない場合には、策定した手法や計画の変更を検討していく必要がある。 経営戦略の目標年度である令和10年度(2028年度)と、その中間となる令和5年度(2023年度)を見直しを実施する。
-------------------------	--